

# 令和元年生駒市議会（第5回）定例会議案

（追加提案分）

令和元年9月5日

生 駒 市

令和元年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

（追加提案分）

議案番号	議 案 名	頁
報告第 12 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 13 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	3～4
議案第 78 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	5～6

報告第 12 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和元年9月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

人身事故

平成30年7月3日（火）午後8時30分頃

2 事故発生場所

生駒市元町1丁目地内 生駒2号歩行者専用道上

3 損害賠償額

670,150円

4 事故の概要

市が設置し、管理する鉄製ベンチが破損したことにより、同ベンチに着座  
した際に2人の方が転倒し、負傷したもの（うち1人の方は示談成立済み）

令和元年8月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 13 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和元年9月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成31年3月21日（木）午後

2 事故発生場所

生駒市あすか野北1丁目地内

3 損害賠償額

210,000円

4 事故の概要

道路中央部のアスファルトが破損していたため、その破片が跳ね上がり、  
走行中の自家用車の車両下部のガソリントankが損傷したもの

令和元年8月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 78 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年 8 月生駒市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項の改正規定中「この項」を「この項において」に、「以下この項、第 1 9 条及び第 3 6 条第 3 項」を「以下」に改める。

第 3 5 条第 3 項の改正規定中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第 3 6 条第 3 項の改正規定中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第 5 0 条の改正規定中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に改め、「この章において同じ。」の次に「について」を

加え、「この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項」を削り、「及び第 19 条」の次に「において」を加える。

第 51 条第 3 項の改正規定中「第 50 条」を「前条」に改め、「。次条第 3 項において同じ」を削り、「までを含む」の次に「。次条第 3 項において同じ」を加える。

第 52 条第 3 項の改正規定中「特定満 3 歳未満保育認定子ども」を「特定満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満 3 歳以上保育認定子ども」の次に「（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。